

Title	『百二十詠詩注』題下注と文明本節用集
Sub Title	
Author	齋藤, 慎一郎(Saitō, Shin'ichirō)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2022
Jtitle	三田國文 No.67 (2022. 12) ,p.47- 59
JaLC DOI	10.14991/002.20221200-0047
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20221200-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『百二十詠詩注』 題下注と文明本節用集

齋藤 慎一郎

一、はじめに——「文明本節用集」について

所謂「文明本節用集」⁽¹⁾は、室町中期写の国語辞書である。『国立国会図書館所蔵貴重書解題』第九卷（国立国会図書館、一九七八年）が、その性格について諸学の研究を纏めるところによれば、

○節用集中の最古の識語を有する明応五年（一四九六）本より更に古く、最古の部類に属する。

○誤写・誤記・脱漏も少なく、恐らくかなりの学者によって編録されたものと推測される。

○朱墨によって、漢音・呉音を区別し、濁点や不濁点を付し、漢語を分析して漢字の個々に和訓を付すなどして、国語史上の諸資料を豊富に提供してくれている。

○中国古典の章句の引用も多く、それに詳細な訓点を施し、当時（室町時代）の漢文訓読語資料としての集大成の如き内容をもっている。

といった点で特徴があり、国語史研究上、貴重な価値を有するとされる。室町中期に本書が成立するに際して直接参照された

先行文献としては、漢籍古訓点本や類書などの他に、例えば『下学集』、『燈前夜話』、『錦繡段』、『国花合記集』などといった日本人撰述の書も従来指摘されている。⁽²⁾

そこで本稿では、まず、足利学校周辺で作成、参照されたと思われる『百二十詠詩注』に見られる各題下注と、文明本節用集の当該項との間に記載の一致があることに關して述べる。そして、それを手掛かりに、文明本節用集成立の事情について、新たな角度からの考察を加えたい。

二、『百二十詠詩注』の諸伝本と、その題下注

『百二十詠詩注』は、その名が示す通り、『百二十詠』（『百二十詠』、『李嶠雜詠』とも呼ばれる）の注釈書を指す称である。

『百二十詠』⁽³⁾は、唐の李嶠（六四四—七一三）が撰した詠物詩集で、百二十の事物を詩題とし、それぞれの特質を五言律詩に仕立て賦している。日本では、平安初期以来、中世に至るまで、幼学書として広く読まれた⁽⁴⁾。伝本には無注本と有注本とがあり、有注本には天寶六載（七四七）唐の張庭芳による注釈が存する。日本に伝存した有注本（『百二十詠詩注』）の伝本系統

は、1 慶應義塾図書館蔵本系、2 天理図書館蔵本系、3 陽明文庫蔵本系に分類できるとされる⁵⁾。但し、そこに見られる注は全て張庭芳によるものかと言えそうではない。『百二十詠詩注』は、一つの事物を題とした詠物詩に対しての注釈であるから、詩題となった事物について書かれた「辞書的作用」を果たす側面があった。そのため、後代の享受者によって次々に増補がなされた。結果、伝本系統を異にする写本間で注釈の文に相当の異同がある。とりわけ、題の直下に記される題下注は、詩題の事物そのものについて注した箇所であり、特に増補が甚だしい。張庭芳が注を作成した時には題下注は存在しなかったものと考えられ、唐代以後に成立した類書の他に、国書『日本書紀』や『和名類聚抄』の引用も見られることから、日本に於いても随時、享受者がそれぞれに増補を推し進めたに相違ない⁷⁾。

さて、本稿では、諸伝本のうち、慶應義塾図書館蔵本（以下、「慶應本」と呼ぶ）と文明本節用集との比較を通して、その両者の密接な接触の可能性について見ることにしたい。

この慶應本は、書き入れを施すための空白部を欄眉に有する。これは、室町時代、下野国にあった足利学校に関係した本によく見られる特徴的な体式であるし、阿部隆一氏や太田品二郎氏は、この本が慶應義塾図書館に収蔵された際の事情を書き残して、これを足利学校関係の本であると推測した旨を示唆している⁹⁾。

三、比較検討(1) 「琴」を例に

本節以下では、『百二十詠詩注』慶應本の題下注と、文明本節用集との関わりについて具体的に取り上げていく。第一に、「琴」の項を例としたい。

文明本節用集の「琴」の項を解説して、中田祝夫氏は次のように述べている¹⁰⁾。

この項では、下学集からの転載が、ちよと文明本の中央に位置し、下学集の原字句の前部と後部とに、文明本特有の解説を付加し、大きな項目となっている。註の末尾は、琴の異名を集めたもので、文明本節用集の作者の好みであり、本書の増補の方針に従っているのである。

左に、『百二十詠詩注』慶應本に見られる「琴」詩の題下注と、文明本節用集「琴」の項とを、それぞれ掲げる。

【百二十詠詩注（慶應本）、101琴、題下注】

帝王世説曰、炎帝作五絃之琴。桓譚新論曰、神農始制桐為絃。又曰、周文王各加一絃。礼儀纂曰、堯使母勾作琴五絃。礼記曰、舜作五絃琴、歌南風。広雅云、琴長三尺六寸六分、象基之日。広六寸、象六合。五絃、象五行。周文武時加二絃。琴操曰、伏羲作琴、以修身理性。反其天真也。白虎通曰、琴者禁也。禁止於邪、以正人心也。又上曰地、下曰浜。前広後狭、象尊卑也。上円下方、法天地也。大絃

為君、小絃為臣。文武二絃以合君臣之恩。詩正義云、屬乎陽。舜歌南風、以養万物馬犬畜也。伯牙秣焉也。

【文明本節用集、琴（一六六一—四）】

合紀、賀多。帝王世記曰、炎帝作五絃之琴。桓譚新論曰、神農始制桐為絃。又曰、周文王各加一絃。禮儀纂曰、堯使母句作琴五絃。禮記曰、舜作五絃琴、歌南風。広雅云、琴長三尺六寸六分、象基之日。広六寸、象六合。五絃、象五行、周文武時加二絃。琴操曰、伏羲作琴、以修身理性。反其天真也。白虎通曰、琴者禁也。禁止於邪、以正人心也。又上曰池、下曰浜。前広後狹、象尊卑也。上円下方、法天地也。大絃為君、小絃為臣。文武二絃以合君臣之恩。詩正義云、屬乎陽。舜歌南風、以養万物馬犬畜也。伯牙秣焉也。又云、伏羲始造琴。龍池八寸通八風、鳳池四寸合四時。長三尺六寸、象三百六十日。広六寸、象六合。六合者天地四方也。前広後狹、象尊卑。上円下方、法天地。大絃君、小絃臣。絃第一為宮、次商角徵羽、次少宮少商。首楞嚴曰、仏謂阿難、譬如琴瑟、箏篋、琵琶、雖有妙音、若無妙指、終不能發、汝与衆生、亦復如是。異名、焦桐

〔万〕、別鶴〔同〕、雅操、清商、糸桐、響泉、離鸞〔並万〕、玉指〔白居易〕、雅音、朱絃〔杜〕、高山、流水〔伯牙曲名〕、桐声、龍門、琴瑟〔礼記〕、焦尾〔蔡〕、橋梧〔勻〕、爨桐〔同〕、桐君〔同〕、獅子筋〔西陽絃也〕、鐘子、知音〔列〕、遞鐘、清角、黃帝、沢桐、孤桐、素桐、桐尾琴、得指鳴、桐孫、爨下残、没絃、魚尾、盪水清、脩咒、繞梁〔楚莊〕、飛燕、積雪、春波、離鳴、五絃、七玄。

文明本節用集「琴」の項では、中田氏の解説の通り、その中央に位置する「又云」以下（波線部）が、『下学集』からの転載である。⁽¹⁶⁾冒頭の「合紀、賀多」は、「国花合記集」を利用して「琴」を音訳漢字にした仮名書き、その語の読みを示す。そして、その次から「下学集」による部分までの間にある『帝王世紀』『桓譚新論』『礼儀纂』『礼記』『広雅』『琴操』『白虎通』『詩正義』それぞれの引用のように見える記述（傍線部）は、その文の一致から見て、実は『百二十詠詩注』（慶應本系）から文明本節用集が孫引きしたものに相違ないのである。しかも、行間の書き入れが同様になされていたり（注13参照）、慶應本での誤写と思われる字が文明本節用集でも共通した誤字になっていた（注14・15参照）するのは、この両者が接触したこと蓋然性をさらに高めていると言えよう。

また、この「琴」の項の最後がそうであるように、異名を羅列するあり様などからは、文明本節用集が、『下学集』と同様、詩や聯句の制作に資するための韻字字書を目指して作成された面のあったことが見て取れる。⁽¹⁷⁾詩作への関心が「文明本節用集の作者の好み」とされるのである。文明本節用集の作者が、詩に対する注釈であり且つ辞書的要素を兼ね備える『百二十詠詩注』に重大な注意を払ったとしても不思議ではあるまい。

四、比較検討(2)「橋」を例に

前節では、行間の書き入れや誤字の共通といった文字間の比較検討を通して、文明本節用集と『百二十詠詩注』慶應本題下

注との間には深い関係があったであろうことを述べたが、続いて、本節では、もう一例「橘」を取り上げておく。まず、前節同様、『百二十詠詩注』慶應本「橘」詩の題下注と、文明本節用集「橘」の項とを、左にそれぞれ掲げる。

【百二十詠詩注（慶應本）、40橘、題下注】

孔安国云、小曰橘、大曰柚。異物志、橘白花、赤実、皮馨香、有味。春秋運斗枢、璇枢星散為橘也。

【文明本節用集、橘（二二二一七）】

在江南橘、在江北枳。孔安国云、小曰橘、大曰柚。異物志曰、橘白花、赤実、皮馨香、有味。春秋運斗枢、璇枢星散為橘也。異名、岩菊（李太白名之有詩）、木奴（对）、金衣、金鈴、金包（苞トモ）、金丸、金実（毛擦詩）、霜飽、半黄、三寸黄、韋郎果（又花）、紺橙（对）、黄苞、綾飽、千頭羅、浮種（君家秋実——花）、果花、晃霜、雲衣、雲苞、雲九、温成、洞庭、君子、玉薦、皇后、欠霜。

文明本節用集「橘」の項、冒頭（波線部）は『下学集』に基づく。¹⁸ その次の「孔安国云」以下は、文明本節用集独自の増補ということになるが、実は、これもまた『百二十詠詩注』「橘」詩の題下注と、ほぼ同文なのである。両者の対応関係は文字列のみに留まらない。両方の文中に見える「春秋運斗枢」は書名だが、どちらも「春秋運」までの三字のみに朱引を施した上、「運」字の右下に「二」の仮名を送っている。このことも、『春秋運斗枢』自体によったわけでは決してなく、文明本節用

集が『百二十詠詩注』を用いて孫引きしたことを示す証左であろう。なお、『百二十詠詩注』の日本伝存本は、三つの系統に分かれるとされるが（第二節参照）、そのうち陽明文庫蔵本は全く異なる題下注を有している。¹⁹

五、比較検討(3)「鳳」を例に

次に、両者の記載が一致することのみによっては、成立年代が近いため、どちらがどちらに影響を及ぼしたのか分からないが、何故、文明本節用集が『百二十詠詩注』の題下注を利用したと考えるのかについて述べる。文明本節用集の「風」「露」「雨」「鳳凰」「船（舟）」「酒」「筆」「笛」の各項を見てみると、明確に「百詠云」²⁰ または「百詠曰」とある。文明本節用集の中に、以下が『百二十詠詩注』の引用であることを明記してあるのである。

左に、『百二十詠詩注』慶應本「鳳」詩の題下注と、文明本節用集「鳳凰」の項とを例に示そう。

【百二十詠詩注（慶應本）、41鳳、題下注】

雄曰鳳、雌曰凰。鸞鸞鳳雛。靈鳥見則天下太平也。事林広記曰、海上十洲。鳳麟洲在南海中、地方二千五百里、四面有弱水、金毛不浮。上多麒麟鳳凰。因而為名。出反魂香、続絃膠。又名集弦膠。仙人者鳳凰喙、麒麟角、合煎作膠。青色如碧玉。一名連金泥。此神物也。上有青花之宮、素丹林府。皆神仙上真之所居治焉。世人不能得而到也。

【文明本節用集、鳳凰（九六六）】

五色瑞鳥也。——有七德。戴德、揚義、背負仁、翼扶信、

心抱忠、足履正、尾繫武。非梧桐不栖、非竹實不食、非醴

泉不飲、非聖人時不出也。百詠曰、雄曰鳳、雌曰凰。鸞鷟

鳳雛。靈鳥見則天下太平也。事林廣記曰、海上十洲。鳳麟

洲在南海中、地方二千五百里、四面有弱水、金毛不浮。上

多麒麟鳳凰。因而為名。出反魂香、統絃膠。又名集弦膠。

仙人煮鳳凰喙、麒麟角、合煎作膠。青色如碧玉。一名連金

泥。此神物也。上有青華之宮、素丹林府。皆神仙上真之所

居治焉。世人不能得而到也。綵羽、綵翟。異名、丹穴、雛

赤。又靈禽、羽虫鳥、入風中。文集曰、吾聞鳳凰百鳥王。

朋鳳（詩卷頌）、鳳皇（風雅集）。

文明本節用集「鳳凰」の項のうち、波線部が『下学集』の引用に当たる、「百詠曰」以降の傍線部が『百二十詠詩注』の引用に当たる。なお、『百二十詠詩注』の他系統の伝本では、陽明文庫蔵本は全く異なる題下注を有し、天理図書館蔵本は、慶應本の題下注が右掲のように文明本節用集に引用された文と比較して過不足のないのに対し、同様の注の後にさらに文が加わった形になっている。

このように、ここで文明本節用集の作者が「百詠」と呼ぶのは、『百二十詠詩注』慶應本系に見られる当該標出語を題とする詩の題下注なのである。

六、比較検討(4)「桂」を例に

次に、「桂」を例とする。

【百二十詠詩注（慶應本）、32桂、題下注】

格物叢話、桂侵木也。一名木犀也。叢生岩嶺之間、故名岩桂。花数品、或白、或紅、或黄、或紫也。黄者能著子。不如紅紫者佳。

如紅紫者佳。

※欄眉に「本草經曰、桂冬夏常青不枯。莊子曰、春花秋英」。

【文明本節用集、桂（二五八）】

合紀、價途瀾。格物叢話、桂侵木也。一名木犀也。叢生岩嶺之間、故名岩桂。花数品、或白、或紅、或黄、或紫也。黄者能著子。不如紅紫者佳。本草經曰、桂冬夏常不枯。莊子曰、春花秋英。異名、天香、木犀香、天金粟、木犀、金

英、金粟、仏友、海兔、嬾葉、碧玉、鹿梨、御梨、丹桂、蟾林、仏萼、花仙、仙客。又桂花名、山香、花香、雪

花、勝梨花、絶梨花、此桂花、蘇梨花、李音花、岩菊花、金錢花、堤金花、水金花、李門。

ここに掲げた文明本節用集「桂」の項では、傍線部および二重傍線部が『百二十詠詩注』を引用した箇所にあたる。傍線部は、『百二十詠詩注』慶應本の本文と合致している。そして、二重傍線部は、慶應本では欄眉の空白部に書き入れてある内容とほぼ一致する。『百二十詠詩注』の他系統本では、陽明文庫蔵本は全く異なる題下注を有するし、天理図書館蔵本は慶應本

とほぼ同様の本文である一方で、慶應本の欄眉に見られる書き入れを、そこに見ることは出来ない。したがって、慶應本の欄眉になされた書き入れ(二重傍線部)を写し得たからには、文明本節用集の作者は、『百二十詠詩注』の中でも、慶應本系との接触をもったものと考えられるのである。

七、比較検討(5)「銀」「羅」「素」「布」を例に

中田祝夫氏は、文明本節用集の概要を述べるに際し、「原憲」の項(五九〇8)に「上面之与顔回之注一对也」とあるのを取り上げてゐる。そして、これは『下学集』の引用であり、部門ごとに語を収める『下学集』に於いては「顔回」は「原憲」の一つ前にあつて隣り合っているから、この説明で良いが、いろは順の文明本節用集に於いては、「顔回」の項(二六一一)は遠く離れたところにあるため、「あり得べからざる解説である」と評している。

これと同様の事態が起こっている例を、『百二十詠詩注』題下注の引用の中にも見出すことが出来る。

【百二十詠詩注(慶應本)、114銀、題下注】
周礼、荊州其利銀也。爾雅曰、白金謂之銀也。詳見金注也。

【文明本節用集、銀(九二四8)】
周礼、荊州其利銀也。爾雅曰、白金謂之銀也。詳見金注也。異名、丹巨、黄鴻、含膏。

【百二十詠詩注(慶應本)、117羅、題下注】

羅綺也。古者芒氏初作羅也。爾雅曰、鳥罽謂之羅。見錦注。

【文明本節用集、羅(四五二7)】

羅綺也。古者芒氏初作羅也。爾雅曰、鳥罽謂之羅。見錦注。

【百二十詠詩注(慶應本)、119素、題下注】

列子、太素者質之始也。又空也。故也。帛也。説文、作潔白緻繪也。見錦注也。

【文明本節用集、素(三八六4)】

列子、太素者質之始也。又空也。故也。帛也。説文、作潔白緻繪也。見錦注也。

【百二十詠詩注(慶應本)、120布、題下注】

布帛、又陳也。周礼、錢。行之曰布、藏之曰泉。四声字苑云、織麻及紵為帛。詳見錦注也。

【文明本節用集、布(二〇一8)】

布帛、又陳也。周礼、錢。行之曰布、藏之曰泉。四声字苑云、織麻及紵為帛。詳見錦注也。

右に掲げたのは、『百二十詠詩注』(慶應本)の「銀」「羅」「素」「布」各詩の題下注、および、文明本節用集の「銀」「羅」「素」「布」の各項である。いずれも、両者に同一の文が見出されるが、注意したいのは、それぞれにある「詳見金注

也、「見錦注」「見錦注也」「詳見錦注也」という記載である。『百二十詠詩注』では、金(113)は銀(114)の一つ前にあり、錦(116)は羅(117)・素(118)・布(120)の直前にあるから、こうした注記によって参照の便を図ることが出来る。対して、文明本節用集では、金(六六二・三)は銀(九二四・八)から、錦(八八一)は羅(四五二・七)・素(三八六・四)・布(二〇一・八)から遠い位置にあつて、参照の便に供することは出来ないように思われる。それにもかかわらず、文明本節用集の作者は、中田氏が指摘する『下学集』の例と同様、『百二十詠詩注』を機械的に引載している。言い換えれば、これは、『百二十詠詩注』が、『下学集』と同様に、文明本節用集の作者にとつて手軽な参考書の一つであつたことが浮き彫りとなる表記とも捉えられよう。

八、むすび——博士家と五山と足利学校

別表に掲げたように、『百二十詠詩注』慶應本に見られる題下注(題の直下にあつて、詩題の事物そのものについて記した注釈)とほぼ同文の記載が、文明本節用集の当該事物の項に見られる事例は、『百二十詠詩注』に記載される百二十の事物のうち、九十七に及ぶ。

日本に伝存する『百二十詠詩注』が三系統に分かれる中でも、文明本節用集が密接な関係性を有したのは、慶應義塾図書館蔵本系であつたと思われる。その理由としては、行間書き入れの共通および誤字や認識の誤りの共通(第三・四節参照)、陽明文庫蔵本では題下注が全く異なる点(第四・五・六節参

照)、天理図書館蔵本では本文の一部となつている一節が引載されていない点(第五節参照)、慶應義塾図書館蔵本に限って見られるという欄眉の書き入れを本文として取り込んでいる点(第六節参照)を挙げることが出来る。

本稿の最後に、それぞれの成立の事情から、二つの本が関係を有することとなつた背景について考えておきたい。

第二節に述べたように、『百二十詠詩注』慶應本は、その体式という形態的側面からいっても、伝来の面からいっても、足利学校周辺に関連する本であつたと思われる。この慶應本にある詩注、特に題下注の増補者が誰であるかという問題については、『玉』詩(112)の題下注と、菅原家の儒者が『文選』「上文選注表」を伝授する際に用いていた『文選表注』の注文とが共通することから、菅家儒者であつた可能性が指摘されている。足利学校では、易学については、菅原豊長(一三六三—一四二二)が鎌倉で講義したのを契機として菅家点が用いられた。それ以外の経書については、清原家の点を基にしたとされている²⁹⁾。

一方、文明本節用集は、建仁寺僧の手によるものとの説が有力視される³⁰⁾が、文明本節用集の漢籍引用箇所に見られる訓点³¹⁾は、経書は清原家点、『三略』『白氏文集』は菅原家点であることが報告されている。室町期当時、博士家の中でも中原・大江両家は下火となり、足利学校も京の五山寺院も、清原・菅原の両博士家点に依拠していた様子が見て取れる。

以上、本稿では、『百二十詠詩注』慶應本系と文明本節用集との間には記載内容の合致があり、文明本節用集の作者が、そ

の『百二十詠詩注』を参照、引用したと考えられることを述べた。ここに見られるような文章の共通性、引用・被引用の関係は、室町中期に、京で学統を保持した博士家、五山寺院、関東に勃興した足利学校を含めた全国的な学問の交流があったという歴史的展開の中に位置づけられるものと言えるであろう。

注

- (1) 国立国会図書館蔵。請求記号：W16-21。箱書「古写本雑字類書」。本文中に文明六年（一四七四）の年記を持つ国語辞書であることから、「文明本節用集」の称がある。当該本を如何に呼称するかについては、山田忠雄「橋本博士以後の節用集研究」（『国語学』五、一九五二年二月）以来、「広本節用集」と呼ぶべきとの意見も多いが、本稿では「文明本節用集」と呼ぶことにする。
- (2) 林義雄「文明本節用集所引の下学集本文の性格について」（『二松学舎大学論集』昭和四十四年度、一九七〇年三月）、同氏「下学集（第三類本）と文明本節用集」（中田祝夫・林義雄『古本下学集（七種）研究並びに総合索引』風間書房、一九七一年、第一部解説篇第三章）、野上潤一「文明本『節用集』と『燈前夜話』—文明本『節用集』の生成／増補の一端と禅林の学問の一隅をめぐって—」（『古代中世文学論考』第二五集、新典社、二〇一一年三月）、木村晟「国花合記集」（『中世辞書の基礎的研究』駒澤大学 国語研究資料別巻一、汲古書院、二〇〇二年、付章第一節）。
- (3) 十二の部門に分けられ、各十、計百二十の事物が取り上げられている。別表を参照されたい。
- (4) 桃裕行『上代学制の研究（修訂版）』（桃裕行著作集 第一卷、思文閣出版、一九九四年）、太田晶二郎「四部ノ読書」考」（『太田晶二郎著作集』第一冊、吉川弘文館、一九九一年。初出は一九五九年七月）など参照。
- (5) この他に敦煌古籍本系がある。山崎誠「李嶠百詠」雑考 続紹（『中世学問史の基底と展開』和泉書院、一九九三年。初出は一九八三年七月）、胡志昂「日本現存『百二十詠詩註』考」（『和漢比較文学』六、一九九〇年十月）、山崎明「百二十詠詩注解題」（『斯道文庫論集』五〇、二〇一六年三月）参照。
- (6) 三木雅博「『和漢朗詠集私注』の方法」（『和漢朗詠集とその享受』増訂版、勉誠出版、二〇二〇年。初出は一九八一年三月）に、『李嶠百二十詠注（百詠注）』が、「初学記」「蒙求注」「文選注」と並んで、「辞書的作用」を果たしていたとの考察がある。
- (7) 神田喜一郎「李嶠百詠」雑考」（『神田喜一郎全集』第二卷、同朋舎出版、一九八三年。初出は一九四九年一月）、注（5）前掲山崎誠氏論文、同前掲胡氏論文、枅尾武（『フランス国立図書館蔵ベリオ蒐集』328）敦煌本「李嶠雜詠注」残巻についての一考察」（『成城文藝』一五五、一九九六年七月）、福田俊昭「李嶠と雜詠詩の研究」（汲古書院、二〇二二年）、福田武史「李嶠百詠詩題注における和名抄の利用」（汲古、六四、二〇一三年十二月）、注（5）前掲山崎明氏解題など参照。
- (8) 慶應義塾図書館蔵。請求記号：132X@32.6@2。『慶應義塾図書館蔵和漢書善本解題』（慶應義塾図書館、一九五八年）四四頁に解題が載る。
- (9) 阿部隆一「和漢貴重書の中から「李嶠雜詠注」など」（『阿部隆一遺稿集』第二卷、汲古書院、一九八五年。初出は一九五七年三月）に、「今回入った、『李嶠雜詠注』一卷は、室町時代書写本で、或は足利学校関係者の旧蔵本かとも推定されるふしがある。漢文学上極めて重要な貴本と称すべきである」と言及があり、同じく慶應義塾図書館に蔵される『足利学校易伝授書』（請求記号：132X@32.2@1）などと同時に収蔵されたものである旨が記されている。また、注（4）前掲太田氏論文（注3）にも、「近年、一誠堂酒井氏は、足利学校辺に関係するらしき、室町時代書写、百詠注の完本を入手された。（中略）その本は慶應義塾図書館に帰し、『慶應義塾図書館蔵』和漢書善本解題」第一篇、91（正頁）に著録されている」とある。なお、慶應義塾図書館蔵本系に属するとされるも

う一本である公益財団法人前田育徳会尊経閣文庫蔵本も、慶應本と同じく鼈頭本という。前掲太田氏論文(注三九)、注(5)前掲山崎明氏解題(三九二頁)参照。

(10) 中田祝夫「文明本節用集のために」(『改訂新版 文明本節用集研究並びに索引』勉誠社、一九七九年、影印篇一三頁)。

(11) 山崎明・ブライアン・スタインガー「百二十詠詩注校本—本邦伝存李嶠雜詠注」(『斯道文庫論集』五〇、二〇一六年三月、胡志昂編「日藏古抄李嶠詠物詩注」(上海古籍出版社、一九九八年)参照。原則全て通行の字体によって記した。以下同。

(12) 原則全て通行の字体によって記した。丸括弧内の数字は、注(10)前掲影印本により、漢数字が影印写真のページ、算用数字が行数を示す。以下同。

(13) 『百二十詠詩注』慶應本でも、文明本節用集でも、「文王」の右傍に「或乍武」(乍は作の略体)と書き入れてある。なお、注(11)前掲校本(三六四頁)によると、天理大学附属天理図書館蔵本(天理本)では「文王」ではなく「文武」とする。陽明文庫蔵本は残闕本で、当該「琴」詩を存しない。

(14) 琴の長さ三尺六寸六分は一年の日数を象ったという意味だから、「基」ではなく「期(朞)」とあるべきだが、『百二十詠詩注』慶應本でも、文明本節用集でも「基」とする。注(11)前掲校本(三六四頁)によると、『百二十詠詩注』の天理本では「期」とする。

(15) 「焉」は「馬」の誤写ではないかと考えられるが、『百二十詠詩注』慶應本でも、文明本節用集でも「焉」とする。注(11)前掲校本(三六四頁)によると、『百二十詠詩注』の天理本では「馬」とする。

(16) 当該項と『下学集』との関係については、木村晟「『広本節用集』の支体門・飲食門・絹布門・器財門における『下学集』の享受」(『駒澤大学文学部研究紀要』六三、二〇〇五年三月)一〇四頁に詳しい。

(17) 木村晟「『広本節用集』の主要典拠」(『駒澤國文』四〇、二〇〇三年二月)ほか参照。

(18) 木村晟「『広本節用集』の「草木門」に受容せられたる『下学集』」(『駒澤國文』四一、二〇〇四年二月)一七一頁参照。『下学集』(亀田本)には、「橘江南、枳江北」とある。

(19) 注(11)前掲校本(二九二頁)によると、「禹貢曰、揚州厥苞橘柚。周礼、橘踰淮南北為枳。淮南子、夫橘之江北為橙也」とある。

(20) 「風」(二五四2)、「露」(四一〇1)、「酒」(七七九4)。

(21) 「雨」(七四三6)、「鳳凰」(九六7)、「船」(六三三6)、「筆」(六二四3)、「笛」(六二四7)。

(22) 木村晟「『広本節用集』の人名門・気形門における『下学集』の享受について」(『駒澤大学仏教文学研究』八、二〇〇五年三月)一一一頁参照。

(23) 注(11)前掲校本(二九四頁)によると、「端叵曰、鳳大精也。有六像之。頭像天、口像日、背像月、翼像風、足像地、尾像俤。又行鳴曰婦嬉、上鳴曰啼伏、夜鳴曰善哉、昏鳴曰駕也、飛鳴曰即女。生出東方君子国。高六尺許。見即天下安寧。又韓許外伝云、父老說黄帝鳳凰之状、頸載徳、背負仁、首銜義、背抱信、足履正、尾繫武。山海経云、鳳首文曰徳、翼文曰順、背文曰義、膺文曰信(云々)。易繫辭曰、風之毛曰成文字」とある。

(24) 注(11)前掲校本(二九四頁)によると、天理本では、慶應本に見られるのと同様の文の後に、「格物論、鳳瑞応鳥、太平之世則見。其為形色、鶏頭、蛇頸、燕頰、龜背、魚尾、五彩色、高六尺許。非梧桐不栖、非竹实不食、非醴泉不飲。凡所栖止、衆禽必随之而集。故曰、羽虫三百有六十、而鳳凰為之長。然象鳳有五。多赤者鳳、多青者鸞、多黄鸞、多紫者鸞、多白者鶴也」が加わっている。これとほぼ同文を、慶應本では、注の本文とは別に、欄眉の空白部に書き入れてある形で見ることが出来る。文明本節用集の作者が天理本系の本文を参照したとすれば、この文は、一体的な本文の一部と認識され、文明本節用集に引載されたように思われるから、この文が引載されていないことは、文明本節用集と接触した『百二十詠詩注』が慶應本であったことの証左ではないかと考えられる。

(25) 注(11)前掲校本(二八一頁)によると、「広州志、桂出合浦、生

女高山之嶺。負霜翠、即鬱然如春。又曰、番禺有八桂樹。呂氏春秋、桂之美者、枯搖之桂。南越志曰、薑委桂叢而為窠也」とある。

(26) 注(11)前掲校本参照。

(27) 注(10)前掲中田氏「文明本節用集のために」(二六頁、一〇頁)。上面は上掲の意という。

(28) 『第32回慶應義塾図書館貴重書展示会(古代中世)日本人の読書』図録(慶應義塾図書館、二〇二〇年) 展示書26、佐藤道生解題。

(29) 川瀬一馬『増補新訂』足利学校の研究』(講談社、一九七四年。新装版・吉川弘文館、二〇一五年)。

(30) 注(10)前掲中田氏「文明本節用集のために」、注(2)前掲野上氏論文。

(31) 注(10)前掲中田氏「文明本節用集のために」(二〇頁)に、「紀伝・明経兩道に関する多くの漢籍の訓点本が、文明本に頻りに引用されていることは既述の通りである。しかして、これらとはまた別に、中古、中世以降、多くの訓点本が現存していて、紀伝・明経の訓読のあとをうかがうことができる。それらの点本の説法と、文明本とはどう関係しているか。このほど、広島大学の小林芳規博士は、論語・孝経は明経家の清原家点であるに対し、三略・文集は、紀伝道の菅原家点を引用していると調査結果を送って、指摘された。なるほど、知恩院本三略の訓点は、文明本の中の三略に全く一致するし、書陵部蔵時賢本文集は、文明本の中の文集によく一致している。ともかく文明本中の訓点の訓法上の系統が、現存の訓点本類によって確かめられるのは興味深いことである」とある。

別表

・『百二十詠詩注』慶應義塾図書館蔵本(慶應本)に基づき、その題下注が文明本節用集に於いて引用されている箇所の内容を示す。

・文明本節用集に『百二十詠詩注』慶應本とほぼ同文の引載が

ある場合には、文明本節用集に於けるその所在を数字を以て示す。数字は、中田祝夫『改訂新版 文明本節用集研究並びに索引』(勉誠社、一九七九年)により、漢数字が影印写真のページ、算用数字が行数である。

・「標出語なし」は、文明本節用集に当該語の掲出が見出されなかったことを意味する。

・「引載なし」は、標出語としては存在するが、『百二十詠詩注』慶應本に基づくと思われる引載の見られないことを意味する。標出語の所在を括弧内に示した。

乾象

1日 引載なし(二〇二七8)

2月 四一〇6

3星 九七5

4風 二五四2

5雲 四九七4

6烟 五九四1

7露 四一〇1

8霧 八一〇4

9雨 七四三3

10雪 八五七6

坤儀

11山 五五三4

12石 引載なし(四8)

13原 五〇8

14野 四九〇5

37 李	36 桃	35 桐	34 柳	33 槐	32 桂	31 松	嘉樹		30 荷	29 茅	28 瓜	27 菱	26 萍	25 萱	24 藤	23 竹	22 菊	21 蘭	芳草		20 洛	19 河	18 江	17 海	16 道	15 田
一一二二八	引載なし(二〇六五二)	八一二三	引載なし(五五五三)	六九九三	二五八八	五六七三			五二七	一五八一	四七〇一	一〇三一二	四六九六	二三五1	六一九八	三三三1	八一1六	四四九八			四四八二	二五三七	六九八八	四六七八	引載なし(八八七三)	三三〇三

60 兔	59 羊	58 鹿	57 熊	56 豹	55 牛	54 馬	53 象	52 麟	51 龍	祥獸		50 雀	49 燕	48 雉	47 鶯	46 鳧	45 雁	44 鵲	43 烏	42 鶴	41 鳳	靈禽		40 橘	39 梅	38 梨
四七四六	一〇三三六	引載なし(四四六、九三三三)	五〇二七	一一三七	四七三六	四七三八	引載なし(七七八五)	八一五1	引載なし(一九一2、三三三九3)			一一二三八	四一三六	八一五四	四七三三	二六四三	二六三六	二六四1	二六三八	二六三三	四一三三	九六六		三三二七	四七〇四	四三四二

居処

61城 九〇七1

62門 引載なし(二〇六四5)

63市 引載なし(四7)

64井 引載なし(四6)

65宅 標出語なし

66池 引載なし(四5)

67楼 引載なし(四三4)

68橋 引載なし(五一1)

69舟 六二三5

70車 五〇四5

服翫

71床 八六二4

72席 四六一5

73帷 標出語なし

74簾 一一二五5

75屏 標出語なし

76被 六二二2

77鏡 引載なし(二六八2)

78扇 七四九5

79燭 標出語なし

80酒 七七九3

文物

81經 八一七6

82史 標出語なし

83詩 一〇二五4

84賦 六五一2

85書 九二七6

86檄 標出語なし

87紙 二七〇5

88筆 六二四6

89硯 一一二六1

90墨 一一二五7

武器

91劍 引載なし(五九三6)

92刀 二七〇2

93箭 引載なし(五五七6)

94弓 八六一4

95弩 八六二1

96旌 五九3

97旗 五九4

98戈 九九5

99鼓 四一四8

100彈 三四二6

音楽

101琴 六六一4

102瑟 九二六4

103琵琶 一〇三五1

104箏 九二六3

105鐘 二六八7

120	布	二〇一八
119	素	三八六四
118	綾	七四八八
117	羅	四五二七
116	錦	八八一
115	錢	一〇八五七
114	銀	九二四八
113	金	六六二三
112	玉	三四一二
111	珠	三四〇八
	玉帛	
110	舞	五八六五
109	歌	四八八一
108	笙	九二五八
107	笛	六二四二
106	簫	一〇八六五

〔附記〕 本稿は、第四三〇回国文学研究会（令和元年11月30日、於慶應義塾大学三田キャンパス）にて行った同題の口頭発表に基づくものである。

〔附記〕 本稿は、二〇二二年度斯道文庫基金「中世日本に於ける中国古典の本文及びその博士家説の相承に関する研究」の成果の一部である。

(さいとう・しんいちろう)